

見直す際のポイント

- ◆ 子どもの権利を踏まえ、児童生徒一人ひとりが大切にされる学校生活のきまりや約束(校則など)とすることが重要です。

- ① 児童生徒が、自己決定する過程を大事にする。
- ② 社会の変化を踏まえ、学校生活に必要であり、役立つきまりとなっているかを考える。
- ③ 地域・保護者に理解と協力を得る。

◀①の取組例▶子どもの権利『参加する権利』

- ・ 現状のきまりや約束(校則など)について、見直しが必要なものがあるか、児童生徒のアンケート等の意識調査を実施する。
- ・ 特別活動(学級活動)等の時間を活用し、全学級で話し合い、児童会・生徒会で話し合う場を設ける。

◀②の留意点▶子どもの権利『育つ権利』

- ・ 生まれ持った性質に対して配慮しましょう。
(例) 地毛の色について 他
- ・ 性の多様性に対して配慮しましょう。
(例) 性別ごとに規定をしているもの 他
- ・ 健康上の問題に配慮しましょう。
(例) 服装の選択に柔軟性のないもの、選択の余地がないもの 他
- ・ 教育目標の達成手段として、理由を説明できない内容については、見直しを検討しましょう。
(例) インナー、靴下の色柄等を指定するもの 他



◀③の留意点▶

- ・ 学校のきまりや約束(校則など)を広く周知し、児童生徒・保護者・地域から理解と協力を得るためにきまりや約束(校則など)を各学校のホームページで公表したり、学校だよりに掲載したりする。

相模原市子どもの権利条例

- ◆ 誰もが生まれながらに持っている「4つの子どもの権利」を大切にしましょう。



生きる権利

子どもは、それぞれが世界中でたった一人しかいない、かけがえない存在として大切にされなければなりません。



守られる権利

どんな理由があっても、いじめや体罰など、みんなの心や体が傷つけられるようなことがあってはなりません。



育つ権利

人には、考え方や何かを大切に思う心など、様々な自分らしさがあります。自分らしさを大切に、勉強したり遊んだり、時には失敗しながら成長していきます。



参加する権利

子どもにも、自分にかかわることについて「こう思う」という自分の考えを言う権利があります。

○ 参考・引用

- ・ 「生徒指導提要」 (文部科学省 令和4年12月)
- ・ 「校則の見直し等に関する取組事例」 (文部科学省初等中等教育児童生徒課 令和3年6月8日付事務連絡)
- ・ 「人権教育指導資料集 実践編Vol.4」 (相模原市教育委員会学校教育課 人権・児童生徒指導班 令和4年3月)
- ・ 「校則・生徒指導の在り方の見直しに関するガイドライン」 (熊本市教育委員会 令和3年3月)
- ・ 「墨田区立校則の見直しについてのガイドライン」 (墨田区教育委員会事務局指導室 令和3年9月)
- ・ 「校則の見直しに関するガイドライン」 (三原市教育委員会 令和4年4月)
- ・ 「子どもの権利条約」(公益財団法人 日本ユニセフ協会)
- ・ 「相模原子どもの権利条例 小学生用パンフレット」 (相模原市こども・若者支援課 平成30年10月)

みんなで考える

きまりや約束



児童生徒自らが話し合っ合意形成し決めていく取組は、児童生徒が自己肯定感を高め、自らの成長を実感し、自立に必要な力を身に付けていく上で重要な取組です。本リーフレットは、この取組の一助として作成したものです。

相模原市教育委員会
学校教育課 人権・児童生徒指導班
令和5年3月 発行

学校生活のきまりや 約束（校則など）の意義



◆ 学校のきまりや約束（校則など）って なぜ必要なの？

- ① きまりや約束（校則など）は、児童生徒が集団生活を送る上で、自分たちの生活を見つめて創り出し、歩いていくための大きなよりどころとなるからです。
- ② この度改定された「生徒指導提要」でも、校則は「児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるもの」とあります。児童生徒が、何のために設けたきまりであるのかを考え、自分事としてその意味を理解して、自主的に校則を守ろうとすることが大切です。

きまりや約束（校則など）の 基本的な考え方

◆ 教育目標の達成に向けて、児童生徒が主体的に考え、 行動する力を身に付けていくことが大切です。

- ① 学校や地域の状況、社会の変化を踏まえて、学校の教育目標に照らし合わせ、適切かどうかを考える必要があります。
- ② 地域・保護者とも連携し、合意形成を図ることが大切です。
- ③ 「子どもの権利条約」をもとに策定された、相模原市子どもの権利条例にある『4つの子どもの権利』（裏面参照）を踏まえた対応が大切です。
- ④ これまでも各学校では様々な場面において、「話し合い活動」に取り組んできました。児童生徒の社会性や自立に必要な力を育むという観点から、児童生徒が意見を言う場を確保するとともに、話し合いを生かして課題解決のために意思決定をすることが大切です。

見直しから決定までの手続き（イメージ例）

- ◆ きまりや約束（校則など）について、児童生徒が主体的に考え、守っていくという姿勢を育むとともに、社会の変化を捉え、その都度見直しを図り、十分な話し合いの時間を確保して、教員・地域・保護者とも合意形成を図っていくことが大切です。

